

A B M 条約の法構造

黒
沢

満

A B M 条約の法構造 (黒沢)

まえがき

一 A B M 条約の背景

- 1 米ソ両国による A B M の展開
- 2 A B M の展開をめぐる論争
- 3 A B M 条約の形成過程

二 A B M 条約の基本的義務

- 1 A B M 条約の基本的枠組み
- 2 A B M システムの定義

- 3 将来の弾道ミサイル防衛システム
 - 4 A B Mシステムの制限
 - 5 A B Mシステムの質的規制
 - 6 非A B Mシステムの規制
- 三
- A B M条約の検証と組織化
- 1 自国の検証技術手段
 - 2 常設協議委員会と再検討会議
 - 3 その他の規定
- 四
- A B M条約の意義
- 1 A B M条約とS A L Tプロセスの開始
 - 2 A B M条約と核抑止論
 - 3 A B M条約と攻撃兵器の軍備競争
- むすび

まえがき

米ソ両国を中心とする核兵器国の核戦略は、現代の国際社会において、特に国際の平和と安全に関して、きわめて重要な地位を占めている。核兵器の国際的な規制については、核兵器の出現以来交渉が継続されてきているが、その成果はきわめて限定的なものである。まず一九六〇年代には、新たな核兵器国の出現を防止するための措置として、核兵器不拡散条約を中心とする核兵器不拡散体制が形成されている。その後、一九七〇年代には、米ソ両国による戦略兵器制限交渉(SALT)において、戦略攻撃兵器および戦略防御兵器に関して一定の条約が成立している。

一九八〇年代に入り、米ソ両国間においては、交渉の枠組みに若干の変更が見られるものの、戦略兵器、中距離核戦力および宇宙兵器に関して交渉が続けられている。一九七〇年代および一九八〇年代の米ソ二国間のこれらの交渉および一定の成果は、SALTプロセスとして、継続したものとしてとらえることができる。

このSALTプロセスにおいて、攻撃兵器と防御兵器との関連が大きな焦点となっている。伝統的に防御兵器を重視するソ連に対し、米国は抑止理論の立場から防御兵器の制限を主張し、SALT Iにおいては、防御兵器を制限する対弾道ミサイル(ABM)制限条約と、一定の攻撃兵器を制限する暫定協定が締結された。さらにSALT IIにおいて、戦略攻撃兵器制限条約が結ばれている。このSALT IおよびIIにおける進展の背景にある考えは、まず防御兵器を制限し、防御兵器を最少限の状態に固定し、その状態を基礎にして戦略攻撃兵器の制限および削減

へと進んで行こうというものである。

しかし、一九八三年に米国が明らかにした戦略防衛構想（S D I）は、それまでのS A L Tプロセスに見られた基本的な考え、すなわち防衛兵器の厳格な制限という考えに真つ向から対立するもので、防衛兵器の大規模な展開を目指すものである。

このような状況において、S D Iの進展を考慮しつつ、S A L Tプロセスの中心となつている一九七二年のA B M条約の法構造を明らかにすることが本稿の目的である。そのため、まず第一に、条約の背景としてA B Mの展開をめぐる米ソ両国の動きと、A B M展開に関する議論を検討し、さらに条約形成過程における問題点を明らかにする。次に、A B M条約による基本的な義務を各条項にしたがつてさまざまな側面から検討することにより、その内容を明確にし、また解釈の相違点をも明らかにする。第三に、軍縮条約の履行確保のための検証措置と組織化の条項、さらにその他の規定を検討する。最後に、S A L Tプロセスとの関連、核兵器国の核戦略論との関連、戦略攻撃兵器との関連などにおいて、A B M条約がどのような意義をもつものであるかを明らかにする。

一 A B M条約の背景

1 米ソ両国によるA B Mの展開

A B Mの研究開発は、I C B Mの開発に伴って、すでに一九五〇年代半ばから開始されていた。すなわち、一九

五五年に米国陸軍はナイキ・ジュース(Nike-Zeus) A B M システム、また米国空軍はワイザード(Wizard) A B M システムの研究開発を開始していた。一九五八年に国防長官は、ソ連のスプートニクや I C B M の能力を考慮して、ワイザードを停止しナイキ・ジュースを緊急に開発することを命じた。アイゼンハワー大統領は、A B M システムの研究開発の継続を支持しつつも、その展開には反対していた。

一九六一年および一九六二年に、この A B M システムは発射されたミサイルを迎撃する実験に成功している。一九六三年に、このシステムはさらに発展させられて、ナイキ X となった。このように、米国は A B M システムの開発を積極的に推進したが、それらの展開については消極的であり、一九六七年にいたるまで展開の決定を行なわなかった。

他方、ソ連も A B M システムの研究開発を精力的に推し進め、一九六三年には効果的な対ミサイル・ミサイルを考案したと発表し、一九六四年一月の軍事パレードにおいて A B M ミサイルを示し、その後モスクワの周辺にガロッシュと呼ばれる A B M システムを展開し始めた。

A B M システムに対する米ソ両国の考え方は、両国の戦略論、歴史的経験や地政学的な理由により、大きく異なっている。すなわち、伝統的にソ連は防御の側面にその努力を集中し、防御兵器は攻撃兵器と異なり、侵略的でなく人民を保護するためのものであるので正当化できると主張してきた。A B M システムについても、当初は同様の考えを示していた。

たとえば、ソ連のタレンスキー(N. Talensky)は、一九六四年の段階で以下のような見解を示していた。

重要なことは、対ミサイルロケットがもつばら敵のロケットを破壊するために考案されているのであり、敵の

領土のいかなる他の目的物をも攻撃するために考案されたものではないことである。それらは、核弾頭積載ロケットが自国や同盟国および中立国の住民に損害を与えるのを防ぐため、飛行中の敵のロケットを破壊するように考案されている。したがって、対ミサイルシステムは完全な意味で防御兵器である。その技術的性質からして、それらが使用されるのは、攻撃側のロケットが飛行軌道に入った時、すなわち侵略行為が開始された時のみである。……政治的および国際法の側面から見て対ミサイルシステムが優れているのは、それらは侵略行為があつた場合にのみ使用されるところにある。……このような状況において効果的な対ミサイルシステムをつくることにより、国家はその防衛を主として自国の能力に依存できるようになり、相互抑止、すなわち他国の善意のみに頼る必要はなくなる。……対ミサイルシステムの作成とその改善を遅らせようとする国は、侵略的のために攻撃手段を使用しようとする国である。平和愛好国にとって、対ミサイルシステムは自国の安全保障を強化する手段に過ぎない。⁽¹⁾

またコスイギン首相は、一九六七年二月の記者会見において、「攻撃兵器と防御兵器のどちらが緊張要因とみなされるべきであろうか。防御システムは、攻撃を防止するものであり、軍備競争を引き起こすものではなく、住民の死を防ぐものであると私は考える。……対ミサイルシステムは攻撃システムよりも費用のかかるものであるが、それは人々を殺すためのものではなく、人々の命を救うためのものである」と述べ、防御システムの意義を高く評価していた。⁽²⁾

他方、米国は、ABMシステムの開発を継続しながらも、展開についてはきわめて慎重であつた。それは、ABMシステムの技術的問題あるいは費用対効果の問題などにより展開を積極的に推し進めることができなかったと

もに、戦略的な側面から、防御兵器の展開は抑止力を弱め、さらに攻撃兵器の増強へと導くものであると考えたからである。たとえば、マクナマラ国防長官は、一九六七年の議会への報告において、「この問題を徹底的に検討し、また主要な軍事顧問と文民の顧問の見解を聞いた後に、今の時期においては A B M の展開を開始すべきではないという結論にわれわれは達した。それは、米国が A B M を展開すれば、ソ連はそれに対抗するため攻撃核戦力を増強しなければならなくなり、その結果、米国に対するソ連の核攻撃の危険が A B M により減少することはなく、抑止が破れた場合ソ連の核攻撃による米国の被害が A B M により十分減少することもないからである」⁽³⁾と述べ、防御兵器と攻撃兵器の相互依存関係を強調し、防御兵器の展開は攻撃兵器の軍備競争を導くので好ましくないと考えていた。

米国は、展開を決定することなく研究開発を進めるとともに、A B M システムの制限についてソ連と交渉することにより、この問題を解決しようと考えていた。戦略兵器の制限に関して、米国はすでに一九六四年にソ連に対し提案を行なっている。ジョンソン大統領は、一九六四年一月の一八カ国軍縮委員会 (E N D C) へのメッセージにおいて、戦略兵器の一層の増加を停止させるため努力すべきであり、戦略核の攻撃用および防御用運搬手段の数と性質を検証つきで凍結するため交渉することに合意すべきであると述べていた。⁽⁴⁾

この提案は、さらに詳細な形で E N D C に示され、その凍結の対象には、I C B M、S L B M、爆撃機などの攻撃兵器とともに、戦略対ミサイルシステムが含まれていた。⁽⁵⁾ソ連はこの米国提案を即座に拒否したが、それは提案が現地査察を規定していたことの外に、ソ連の戦略攻撃兵器における地位が米国に比較してきわめて劣っていたため、その時期における凍結はソ連の劣勢を固定することになったからである。

一九六七年一月のジョンソン大統領の書簡に対し、三月にコスイギン首相は攻撃および防衛核ミサイルの軍備競争を制限するための交渉を行なう意思を表明したが、この交渉は実際には行なわれなかった。さらに六月のグラスボロ会談においても、戦略兵器の交渉について合意は達せられず、ここにおいても、コスイギン首相は、対ミサイルシステムについて、それは侵略兵器または攻撃兵器ではないので、対ミサイル防衛システムだけでなく軍備と軍縮のすべての問題を取り上げるべきであると述べ、防衛兵器の展開が攻撃兵器の増強を導くという米国側の主張を受け入れようとはしなかった。

ソ連との交渉を希望しつつ A B M システムの展開をひかえてきた米国は、交渉の可能性が開けない状況において、一九六七年九月一八日に、後にセンチネル (Sentinel) と呼ばれるようになる A B M システムの展開の決定を行なった。その決定に際してマクナマラ国防長官は以下のように述べた。

もしわれわれが米国全土にわたって厚い A B M システムを展開するならば、ソ連は、米国の防衛での優位を、効にするためその攻撃能力を増大させるよう強く動機づけられるであろう。……そこでは作用・反作用の現象のゆえに多くのお金が浪費されることに留意すべきである。……米国の都市に対するソ連の攻撃を防衛するための A B M システムと、他の目的をもつ A B M システムとを区別することが重要である。その一つは米国の攻撃兵器を防御することであり、もう一つは共産主義中国の核能力に関してである。……この中国による攻撃という可能性に対して薄い A B M を展開することは分別のあることである。……この中国に向けられた A B M の展開により、ソ連の攻撃から米国のミニットマン基地を防御する能力が増大するであろう。……そのかなり信頼しうる A B M システムは、いずれの核兵器国からのものであれ I C B M の偶発的な発射に対して米国民を保護するものとなる

であろう。あらゆるこれらの問題を詳細に検討した後、われわれは、この中国に向けられたA B Mの展開に進むことを決定した。……限定的なA B Mの展開を推進するという決定は、戦略核の攻撃および防衛兵器の制限に関するソ連との協定がそれほど緊急でなくなったとか、それほど必要でなくなったということを決して意味するものではないことを強調しておきたい。⁽⁷⁾

センチネルA B Mシステムの主要な目的は、中国の核攻撃から米国民を守ることであり、二次的に、I C B M基地を防衛し、偶発的な核攻撃から米国民を守ることである。

しかし、中国向けのA B Mも、実質的にはソ連向けのA B Mとそれほど異なるものではないこと、さらにリーダー基地が建設されれば薄いA B Mを厚いA B Mに強化する潜在力をもつことなどが指摘されていたし、さらに米国会においては、このA B Mの展開をソ連との軍縮交渉の取り引き材料として正当化しようとする見解が見られた。⁽⁸⁾

一九六八年七月一日に、核兵器不拡散条約(N P T)が署名され、米ソ両国はその日に、「攻撃戦略核兵器運搬システムおよび弾道ミサイル防衛システムの制限および削減に関して近い将来交渉に入ることが、ソ連政府と米政府の間で合意された」ことを発表した。これによりS A L Tプロセスの開始が正式に合意されたが、その後一六八八年八月のソ連によるチェコスロバキア侵入により、交渉の開始はさらに遅れることになった。

センチネルA B Mシステムに対して、米国内において多くの反対が唱えられるようになった。その理由は、費用が高いこと、有効性が限られていることなどであり、特にA B Mシステムの展開が攻撃兵器の一層の軍備競争を誘発するおそれがあることに対してであった。さらにボストン、シカゴ、シアトルなどの住民は、大都市の近くにA B Mを展開することに反対した。

一九六九年に入つて、米国の新政権はあらゆる兵器体系の再検討を行なうため、センチネルの展開を一時停止し、三月一四日にニクソン大統領は、センチネルにとつて代わるセイフガード (Safeguard) A B M システムの展開を発表した。大統領は、センチネル計画を変更し新しいシステムを開発し建造するという結論に達したこと、新しいシステムは、その防衛的意図が明白であるように考案されたことを明らかにし、そのシステムの主要な目的は、ソ連による直接の攻撃に対し米国の地上基地報復戦力を保護することであり、二次的に、中国の核攻撃から米国の市民を防衛することと、いずれの国からのものであれ偶発的攻撃の可能性に対して保護することであると述べている。さらに、センチネルは米国の報復戦力への脅威に対する保護を提供していなかったと述べ、米国の I C B M 基地の防御が第一の目的であることを明らかにしている。⁽⁹⁾

セイフガード A B M システムは、主として I C B M 基地を防御するために、全米の一ニカ所に展開することが予定されていた。それぞれのシステムには、約一〇〇のスパルタン (Spartan) およびスプリント (Sprint) 迎撃ミサイルが展開されることになっていた。スパルタンは、地下のサイロから発射される五五フィートの三段ミサイルで、数百マイル飛行でき、四ないし五メガトンの弾頭を搭載し、大気圏外で攻撃側の弾頭を破壊するものであった。他方、スプリントは、二七フィートの二段ミサイルで、射程は短く、数キロトンの核弾頭を積み、スパルタンの迎撃をくぐり抜けた弾頭を大気圏内で破壊するものであった。さらにリーダーは、広い地域をカバーし、飛来する弾頭を感知する周辺捕捉リーダー (P A R) と、迎撃ミサイルの発射と誘導にかかわるミサイル基地リーダー (M S R) から構成されていた。

セイフガードを展開するための政府の理由づけは、ソ連がモスクワ周辺にガロツシユ A B M システムを展開して

いること、ソ連の戦略攻撃兵器が増強されていること、そしてセイフガードの予算を認めることによってのみ、ソ連の側に A B M 制限に合意しようという動機が生じるというものであった。⁽¹⁰⁾

この計画の第一段階には、ミズーリー、ワイオミング、ノースダコタ、モンタナのミニットマン I C B M 基地を防御するため四つの A B M 基地が含まれていたが、議会は後にノースダコタとモンタナの二基地に限定し、この二カ所において A B M システムの建設が開始された。

2 A B M の展開をめぐる論争

米国は、一九六七年および六九年にセンチネルおよびセイフガードの展開を決定したが、それをめぐって大きな論争が生じた。以下において、反対論の代表的なものであるチェイズ (A. Chays)、ウイスナー (J. Wiesner)、ラスジェンス (W. Ratiens) およびワインバーグ (S. Weinberg) の議論⁽¹¹⁾を参考にしつつ、A B M 展開に関する論争を検討する。

彼らは、まず第一に、システムの信頼性の問題を取り上げ、システムは実験することができないし、過去における同様に複雑なシステムの経験からしてその実現は困難であり、またシステムの個々の分野での故障が予見できることなどを理由に、このシステムは核攻撃の際に詳細に定められた通りに働きそうにはないと結論している。この点は A B M システムの科学技術にかかわるものである。

第二の批判は、相手国の対抗措置に関するもので、おとりや多数弾頭、レーダー妨害、低軌道のミサイル、A B M システムを上回る攻撃などの措置をとることは、A B M を展開するよりも技術的に簡単で費用のかからないもの

であるので、そのことにより、A B Mシステムが実効的でなくなると主張し、このシステムは侵入に対してきわめて脆いものであると結論する。

第三に、大規模な攻撃に対する市民の防衛、小規模な攻撃に対する市民の防衛、抑止戦力の防衛および偶発的な発射に対する防衛、ならびにセンチネルとセイフガードの任務を検討し、センチネルおよびセイフガードは、ジョンソン政権およびニクソン政権がそれらに与えた任務をうまく遂行するようには考案されていないと結論している。

最後に、A B Mシステムの展開が国家の安全保障や軍備管理に与える影響を検討し、センチネルやセイフガードの展開は、おそらく軍備競争の新しいラウンドを開始させるであろうし、軍備管理協定の締結を著しく妨げるものになるであろう、と結論している。

まず、技術の側面について、完全な防衛がその時点において可能であるとは政府自体も考えていなかった。マクナマラ国防長官は、「われわれはこの分野における技術を大幅に進歩させたが、現在および予見しうる技術状況においては、いかなるシステムも米国に対する完全な盾を提供できないことを理解することが重要である」と述べ、ニクソン大統領も、「大規模な核攻撃に対する完全な防護を米国民に提供すべきであると本心では考えているのであるが、現在のところわれわれの能力及ぶところではない」と述べている。¹³

これらの議論において特に重要と考えられるのは、A B Mシステムが国際の平和と安全に及ぼす影響、もつと具体的に言えば米ソ間の軍備競争と軍縮の側面に与える影響である。すなわち、A B Mシステムは防衛のためのものであるので、自国民を保護するだけであって他国を攻撃するものではなく、より安全な世界をもたらすものである

と考えるのか、あるいは、防衛システムの展開は他国による攻撃兵器の増強をもたらし、さらに不安定な世界となり、軍備競争をさらに推進させるものとなると考えるかの問題である。

ソ連の当初の考えは、すでに述べたように、前者の立場に立つもので、防衛システムの展開が安定化を促進し、軍備競争を加速するものではないと考えられていた。米国においても、ブレナン (D. Brennan) は、ミサイル防衛の展開に積極的な以下のような発言を行なっている。

現代の防衛の有効性からして、われわれは攻撃兵器の増強にあてられた資源を防衛の増強のために使用すべきである。そうすることにより米国の脅威を増加させることなくソ連の脅威を減少させることができ、それによりソ連が米国を攻撃することにより得る利益の範囲、ならびにソ連の攻撃を抑止しようと動機づけられる範囲をもに減少させることができるであろう。……軍備競争は防衛兵器と攻撃兵器の作用・反作用から生じるのではない。……軍備競争は、達成しうる技術と支配的な態度と予算との相互作用から生じるのである。⁽¹⁴⁾

しかし、A B M システムの展開に対しては、以下の二つの点から厳しい批判が行なわれている。第一は、米ソ両国の相互抑止に関するものである。主としてマクナマラ国防長官が推進したこの考えによれば、米ソ間の平和は両国が相互確証破壊 (M A D) 能力をもつことにより維持される。すなわち一方が核攻撃をこうむった場合に、相手に対し受忍できないような大規模な反撃を行なうことを前提として、核攻撃を相互に抑止させるものである。したがって、この理論によれば、第二撃すなわち報復核攻撃が効果的であるようにしなければならぬ。報復核攻撃の対象は相手国の市民であるので、都市にたいする防衛が行なわれると報復核攻撃の有効性が失われ、相互確証破壊理論の前提が失われることになる。

この点について、ロステイン (R. Rothstein) は、「防御兵器は戦略バランスをきわめて不安定にする影響をもち、先制攻撃がさらにいっそう魅力的で可能なものにみえるようにするであろう」と述べ、フォスター (W. Foster) も、「大規模な弾道ミサイル防衛は、危機の状況において先制攻撃しようという動機を増大させることがある」と述べ、ともに防衛兵器の展開により、第二撃に対する防衛が可能となり、その結果第二撃のおそれなしに先制攻撃を行なうという可能性を危惧している。またラスジェンスも、「ABMの展開は戦略的計算に多くの不確実性を導入するのであるから、過剰な反応を導くことになるであろう」と述べ、ABMの展開が米ソ間の戦略的安定性を害することを危惧している。

また相互抑止との関連で、ブラウン (H. Brown) は、「大規模なABMシステムと抑止のために必要とされるミサイルの投射重量との間にはきわめて強い相互作用が働くので、都市のABM防衛を制限する協定は抑止を維持するのに大きく貢献するであろう」と相互抑止と都市に対する防衛の関係を明確にしている。

批判の第二点は、ABMシステムの展開が軍備競争に与える影響である。マクナマラ国防長官自身も、センチネルの展開決定に際して、「いわゆる厚いABM防衛は、ソ連の攻撃に対する完全な盾とはまったくならないばかりでなく、ソ連がその攻撃兵器を大幅に増強する強い誘因となるであろう。そうなると次にわれわれがそれに対応しなければならず、どちら側も分別ある目的なしに軍備競争に絶望的に突入することになる」と述べている。彼は、ここでは主としてソ連に対する厚いABMシステムに関してそのように述べているわけであるが、中国に対する薄いABMシステムであると米国が発表しても、ソ連の受け取り方が問題となるのであって、センチネルも一定の作用・反作用を引き起こす可能性があることは否定できない。

第一点の批判によれば、抑止を強化するものは排除されないことになり、都市を防御するための A B M システムは第二撃の実効性を失わせるので批判されるが、I C B M 基地の防御は第二撃の能力を第一撃から防御するためのものであるので、抑止力を高めるものとなる。このような考えからニクソン大統領は、都市の防御を主とするセンチネルを I C B M 基地の防御を主とするセイフガードに変えたのである。同様に、ルイナ (J. Ruina) も、「都市の防御は相手国の抑止能力を減少させる効果をもつのに対して、戦略攻撃システムの防御は自国の抑止戦力を強化し、相手国の先制攻撃の効果を減少させるものである」と主張している。⁽²⁰⁾

しかし、第二点の批判によれば、いかなる場所に展開されようと防御兵器の増強は、その結果として攻撃兵器の増強を招くというものである。コフエイ (J. Coffey) は、「A B M の展開により犠牲にされる最大のものは、もっと安全な世界を促進するような一層の軍備管理措置に関する協定達成の可能性をさらに悪化しそうなことである」と述べ、さらにハンター (R. Hunter) も、セイフガードに対して、「そこには懸念し本当に懐疑的になる理由が存在する。それは、軍備競争を停止させるのに不可欠なソ連と米国の政治的雰囲気危険にさらすほどの価値があるのか」と疑問を呈している。⁽²²⁾

3 A B M 条約の形成過程⁽²³⁾

戦略兵器の制限に関する米ソ間の交渉は、一九六九年末から一九七二年五月にかけて、ヘルシンキとジュネーブを舞台とした七ラウンドと最後のモスクワでの首脳会談により実施された。この交渉において A B M 条約をめぐる大きな議論となったのは、一つは交渉において A B M と戦略攻撃兵器をどのように取り扱うかであり、もう一つ

は A B M の規制の内容であった。

一九六九年一月から二月にかけての第一ラウンドにおいては、ソ連がその立場を明らかにし、以前の立場とはまったく異なり、A B M システムが戦略的バランスを不安定にさせると考え、A B M システムの制限に積極的な態度を示した。そしてソ連は大規模な A B M の展開ではなく、限定的展開あるいは展開の全面禁止が好ましいという立場を示した。ここにおいて、ソ連も米国の主張する相互抑止理論を受け入れる方向に進みつつあると考えられる。このラウンドにおいて、米ソ両国は領土全体をカバーする A B M の展開という選択肢を放棄したように思われる。

ソ連は A B M システムの制限にきわめて積極的であったが、その規制の対象としては A B M の数のみに関心を示していた。しかし、米国は、その質的制限とレーダーや対航空機ミサイルの規制も必要であると主張していた。

一九七〇年四月から八月にかけての第二ラウンドにおいて、米国はまず、ワシントンおよびモスクワの国家指令部 (N C A) の防衛のための A B M 基地を一つだけ認めるという提案を行なった。ソ連はこの提案に対して直ちに合意を表明した。その後米国は、代案として A B M の全面禁止、すなわちゼロ A B M をも提案した。このどちらの提案も米国のセイフガードの放棄を意味するが、米国は取り引き材料としてのその価値を認めており、それを放棄する用意はなかった。

A B M の展開を N C A に制限するという提案にソ連は直ちに合意を表明したが、それは A B M のレベルに合意しただけであって、それに付随するレーダーの規制と対航空機地对空ミサイル (S A M) の A B M への改善の禁止などには反対していた。

なおこの時期においても、A B M 条約のみをまず交渉し締結しようとするソ連と、防御兵器と攻撃兵器は同時に交渉し、協定を作成すべきだと考える米国との見解の相違が存在していた。

一九七〇年一月、一二月の第三ラウンドでは、交渉の優先順位に関する米ソの対立がさらに明確に現れてきた。ソ連代表はA B M システム制限の問題のみを取り上げ、近い将来そのための個別の協定を締結することを提案し、その後、「A B M システムの展開制限に関する協定の基本条項」と呼ばれる文書を提出した。これは首都防衛用のA B M 基地を一つだけ認めるもので、A B M 発射基、迎撃ミサイル、長距離捕捉・追跡・誘導レーダーの制限を含むものであった。

これに対し米国は防御兵器と攻撃兵器を一緒に取り扱うべきであると反論したが、その理由として、防御兵器のみを制限し攻撃兵器を残すと戦略バランスが危険になること、ソ連の攻撃ミサイルの潜在的脅威に対する規制がなければ、セイフガードへの制限は受け入れられないこと、さらに防御兵器のみの制限に合意すると、ソ連が攻撃兵器の制限に合意する動機が減少することを挙げていた。

一九七一年三月から五月の第四ラウンドにおいては、防御兵器と攻撃兵器の取り扱いに関する見解の相違はまだ存続したが、米国はA B M に関する新しい提案を行なった。以前の米国の提案は、セイフガードに関する米国政府の方針と一致しないものであった。そこで米国は、ソ連はモスクワ周辺のカロッシェを認められ、米国は四つのセイフガード基地を完成できるという提案を行なった。ソ連はこの提案を即時に拒否した。

ソ連はこの時期には、両国ともN C A にのみA B M システムを展開でき、それぞれ一〇〇の迎撃ミサイルを保持できるという提案を条約案の形で提出していた。

その頃、いわゆるバック・チャネルにおいて、キッシンジャーとドブルーニンとの間で防御兵器と攻撃兵器の取り扱いについての話し合いが続けられ、この問題についての米ソ間の合意が、五月二〇日に以下のように発表された。

米国とソ連の政府は、戦略兵器の制限に関する交渉の過程を検討した後、今年是对弾道ミサイルシステムの展開の制限のための協定を作成することに全力を注ぐことに合意した。両国政府はまた、A B Mを制限する協定を締結することと共に、攻撃戦略兵器の制限に関する一定の措置に合意することにも合意した。

ここにおいて、A B M条約をめぐる第一の問題点は解決され、両国の妥協として、正式な条約によるA B Mシステムの制限、ならびに一定の戦略攻撃兵器に対するそれほど正式ではない暫定的な凍結という形に決定された。

一九七一年七月から九月の第五ラウンドにおいて、米国はまず、両国は一〇〇のA B Mミサイルをもって都市を防御するか、あるいは三〇〇のA B Mミサイルをもって三つの異なったI C B M基地を防御するか選択することができるという提案を行なった。前者はソ連がすでに行なっていることであり、後者は米国の計画に近いものであった。しかし、ソ連は、平等の原則を唱えつつこの提案を拒否した。

米国はさらに、都市防御のための一つのA B M基地、あるいはI C B M基地防御のための二つのA B M基地のどちらかを選択できるという提案を出している。これは両国の現在進行中の状態を示していた。一方ソ連は、首都防御用のA B M基地のみを認めるという以前の態度を維持しつつも、平等の原則を主張し、首都防御用とI C B M基地防御用を一カ所ずつ認めるという提案を行なった。

この時期には、S A M改善の問題やレーダーへの規制に関しても両者間に一定の歩みよりが見られ、共同草案も

作成され、A B M条約の作成に向けて大きな進展が見られた。

一九七一年一月から翌年二月にかけての第六ラウンドでは、米ソ首脳会談の開催がすでに発表されていたこともあり、交渉はさらに進展していった。まずソ連は、領土全域にわたるA B Mシステムの禁止、条約で特に規定された以外の個々の地域のためのA B Mシステムの禁止を明確に表明した。また「将来の」A B Mシステムに関して、主として米国の主張にもとづいて交渉が行なわれ、それに関する合意声明が作成されている。しかし、許容されるA B M基地の数と種類に関しては、まだ合意は達成されなかった。

一九七二年三月から五月の首脳会談にいたるまでの第七ラウンドでは、米国は、S L B Mを暫定協定に含めることを条件として、平等の原則にもとづき、両国に首都防衛用一カ所とI C B M基地防衛用一カ所の合計二つのA B Mシステムの展開を認める方向に進んでいく。ソ連のA B Mに対する態度も、ブレジネフ書記長がキッシンジャーに手渡したペーパーで、首都防衛用一カ所とI C B M基地防衛用一カ所の合計二カ所という線で確定される。

その後、さらにレーダーに関する詳細な取り決めと、首都防衛用とI C B M基地防衛用のそれぞれのA B Mシステムの間の距離に関して議論が続けられる。二つのA B Mシステムは一三〇〇キロメートル以上離れることに一応の合意が見られた。また現在両国ともまだ展開していない第二のA B Mシステムの展開を一定期間延期することも議論されたが、それには合意はみられなかった。

これらの二年半にわたる米ソ交渉により、A B M条約はほぼ完全に作成され、五月二二日からの首脳会談では、A B M条約に関する交渉はほとんど行なう必要なしに、五月二六日にA B M条約が米ソ両国により署名された。

- (一) N. Talensky, "Anti-Missile Systems and Disarmament", *International Affairs* (Moscow), October 1964, pp.16-19.
- (二) Remarks by Premier Kosygin at London News Conference, 9 February 1967, *Documents on Disarmament (DoD) 1967*, p. 60.
- (三) Military Posture Statement by Secretary of Defense McNamara to the Senate Armed Service Committee and the Department of Defense Subcommittee of the Senate Appropriation Committee, 25 January 1967, *DoD 1967*, p. 12.
- (四) Message from President Johnson to the Eighteen Nation Disarmament Committee, 21 January 1964, *DoD 1964*, p. 8.
- (五) ENDC/PV. 184, 16 April 1964, *DoD 1964*, p. 159.
- (六) News Conference Remarks by President Johnson, 2 March 1967, *DoD 1967*, p. 108.
- (七) Address by Secretary of Defense McNamara to United Press International Editors and Publishers, 18 September 1967, *DoD 1967*, pp. 390-394.
- (八) Philip J. Farley, "Strategic Arms Limitation: SALT I", Coit D. Blacker and Gloria Duffy (eds), *International Arms Control: Issues and Agreements*, 2nd ed., 1984, pp. 222-223.
- (九) Statement by President Nixon on Ballistic Defense System, 14 March 1969, *DoD 1969*, pp. 102-103.
- (十) David N. Schwarz, "Past and Present, the Historical Legacy", Ashton B. Carter and David N. Schwarz (eds), *Ballistic Missile Defense*, 1984, p. 342.
- (十一) Abram Chays, Jerome B. Wiesner, George W. Rathjens, Steven Weinberg, "ABM Deployment: What's Wrong with It?" Abram Chays and Jerome B. Wiesner (eds), *ABM: An Evaluation of the Decision to Deploy an Antiballistic Missile System*, 1969, pp. 3-60.

- (12) Address by Secretary of Defense McNamara, *op cit.*, pp. 389-390.
- (13) Statement by President Nixon, *op cit.*, p. 103.
- (14) D. G. Brennan, "Strategic Weapons: The Case for Missile Defense", *Foreign Affairs*, Vol. 47, No. 3, April 1969, pp. 440-443.
- (15) Robert L. Roehstein, "The ABM, Proliferatin and International Stability", *Foreign Affairs*, Vol. 46, No. 3, April 1968, p. 498.
- (16) William C. Foster, "Strategic Weapons: Prospects for Arms Control", *Foreign Affairs*, Vol. 47, No. 3, April 1969, p. 414.
- (17) George W. Rathjens, "A Breakthrough in Arms Control?" *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 27, June 1971, p. 4.
- (18) Harold Brown, "Strategic Weapons: Security through Limitations", *Foreign Affairs*, Vol. 47, No. 3, April 1969, p. 428.
- (19) Address by Secretary of Defense McNamara, *op. cit.*, p. 393.
- (20) J. P. Ruina, "U. S. and Soviet Strategic Arsenals", Mason Willrich and John B. Rhinelande (eds.), *SALT: The Moscow Agreements and Beyond*, 1974, p. 61.
- (21) J. I. Coffey, "The Anti-Ballistic Missile Debate", *Foreign Affairs*, Vol. 45, No. 3, April 1967, p. 413.
- (22) Robert Hunter, "The ABM: President Nixon's Safeguard Programme", *World Today*, Vol. 25, May 1969, p. 203.
- (23) SALT交渉に関し、米国交渉団の長 Gerard Smith, *Doubletalk: The Story of SALT I*, 1980, 45-46頁に John Newhouse, *Cold Dawn: The Story of SALT*, 1973, 44-45頁 Raymond L. Garthoff, *Detente and Confrontation: American-Soviet Relations from Nixon to Reagan*, 1985, pp. 127-198, 参照。

二 A B M条約の基本的義務

1 A B M条約の基本的枠組み

A B M条約の基本的な枠組みは、A B Mシステムの展開を一般的に禁止し、一定の範囲内においてのみ例外的にその展開を認めようとするものである。このことは、第一条二項の規定から明らかである。すなわち第一項は、「各締約国は、その国の領域の防衛のためにA B Mシステムを展開しないこと、及びそのような防衛のための基地を準備しないこと、並びにこの条約の第三条に規定された場合を除き個々の地域の防衛のためのA B Mシステムを展開しないことを約束する」と規定している。

まず第一に、両国は領域全体をカバーするA B Mシステムの展開を行なわないことを約束している。米国のセンチネルおよびセイフガード計画は、防衛の主たる目的は異なったものの、最終的には一二のA B M基地の展開を予定し、米国全土をカバーできるものであった。さらに防衛力を伝統的に重視するソ連が、A B Mシステムを全土に展開していく可能性も議論されていた。したがって、領域全体をカバーするA B Mシステムを展開しないというこの約束は、この条約の中心的な義務であり、きわめて重要なものである。

米国外交団の長であったスミス (G. Smith) は、「両国が、大規模なA B M防衛の建造を差し控え、それによりミサイル攻撃に対して無防備のままであるとの意図をA B M条約の中で表明したというS A L Tの事実は、個々の

制限よりも意義深いことである⁽¹⁾」と述べ、ラインランダー (J. Rhineland) も、「この規定は、最も意義深い政治的決定を表現している⁽²⁾」と述べ、この規定の重要性を強調している。

第二の「そのような防衛のための基地を準備しない」という約束は、主としてレーダーの建設にかかわるものである。レーダーは A B M システムに不可欠であり、これにより領域全体をカバーするシステムが生まれるのを防止するとともに、その建造には長い年月がかかるので、レーダーを規制することにより A B M 条約の実効性を図ろうとするものである。

第三に、個々の地域の防衛のための A B M システムの展開は、第三条で規定されているものを除いて、一般に禁止されている。S A L T 交渉においても、A B M 条約については、許容される A B M システムの数および性質に関して米ソ間で見解が対立し、それらが交渉の中心となっていた。ここでは、すでに検討したように、さまざまな提案が両国より出されたが、最終的には、首都防衛用一カ所と I C B M 基地防衛用一カ所の合計二カ所が両国に許容されることになった。この制限は、後に詳しく述べるように、一九七四年の議定書によりさらに厳しく制限され、両国ともどちらか一カ所における展開のみが認められることになった。

2 A B M システムの定義

この条約においては、まず A B M システムは、「飛行軌道にある戦略弾道ミサイルまたはその構成部分を迎撃するためのシステム」であると定義されている。戦略弾道ミサイルの構成部分とは、ミサイルから分離される再突入体や弾頭を意味する。飛行軌道にある時に迎撃するものであるから、他国の I C B M サイロにある戦略弾道ミサイ

ルを攻撃目標とするシステムは含まれない。

次に、A B Mシステムは、現在のところ、A B M迎撃ミサイル、A B M発射基およびA B Mレーダーから構成されると定義されている。A B M迎撃ミサイルとは、A B M用に建造され展開された迎撃ミサイル、またはA B M様式で実験された型の迎撃ミサイルであり、A B M発射基とは、A B M迎撃ミサイルを発射するために建造され展開された発射基であり、A B Mレーダーとは、A B M用に建造され展開されたレーダー、またはA B M様式で実験された型のレーダーである。

これらの定義を補完するものとして、第六条(a)は、非A B M構成要素を「A B M様式で実験しない」ことを義務づけている。

第二条および第六条で規定されている「A B M様式で実験される」という文言について、米国は、ここで規定された実験は、条約が署名された後に行なわれる実験にのみ適用されること、この問題の中心は、非A B M構成要素をA B Mのために実験することを禁止することであるという一方的声明を行ない、さらに「A B M様式で実験される」という文言の解釈を明確にするために以下のような例をあげている。まず発射基がA B M迎撃ミサイルを発射するため使用された場合、第二に、迎撃ミサイルが、戦略弾道ミサイル飛行軌道の性質をもつ飛行軌道にある目標物に対して飛行実験された場合、あるいはA B M迎撃ミサイルやA B Mレーダーの実験と関連して同じ実験場で飛行実験された場合、または防空体制の展開による目標物の迎撃と一致しない高度で飛行実験された場合、第三に、レーダーが、戦略弾道ミサイルの飛行軌道をもつ目標物をその軌道の再突入時に測定した場合、あるいはA B M迎撃ミサイルやA B Mレーダーの実験と関連して同じ実験場で測定した場合にA B M様式で実験されたと考える、と

の一方的声明を行なっている。しかし、ソ連はこの解釈に合意していない。

さらに A B M システムの構成要素として、運用中のもののみならず、建造中、実験中、分解整備、修理、改造中または閉鎖格納中のものがすべて含まれること、すなわちそのすべての状況において条約が関与することが規定されている。

3 将来の弾道ミサイル防衛システム

A B M 条約の定義との関連において、最も議論を呼んでいるのは、「将来の」弾道ミサイル防衛システムの問題である。すなわち、将来のそのようなシステムもこの条約によって規制されているのか否か、もし規制されているとするならばその範囲はどこかという問題である。この定義の内容は、第五条に規定された A B M システムの規制にも大きな影響をもつ。交渉の過程においては、米国が積極的に将来のシステムをも規制すべきであると主張していたが、ソ連はそれに消極的であった。

米国交渉団の長であったスミス (G. Smith) によれば、まず、米国内において、一九七一年の夏にこの問題は議論され、そこでもさまざまな意見が存在し、ブラウン (H. Brown) とスミス (G. Smith) は、将来の型のシステムを展開を許すべきでないと確信し、ニッツ (P. Nitze) はその禁止を支持しつつもセンサーは除くべきであると考えた。他方、パースンズ (Parsons) 大使とアリソン (Allison) 將軍は、その可能性もつと明らかに、規制の効果がもつと正確に判断できるまで、規制すべきではないと主張していた。⁽³⁾その後、ニクソン大統領が将来のシステムをも禁止すべきであるという決断をなしたため、米国内の意見はその方向で統一され、米国は以下のような

提案をソ連に対し行なった。

各締約国は、A B M迎撃ミサイル、A B M発射基あるいはA B Mレーダー以外の装置を用いて、これらの構成要素の任務を行なうためのA B Mシステムを展開しないことを約束する。

この提案に対し、ソ連は即座にその提案の適切さに疑問を呈した。ソ連の将校たちは未確定なシステムをカバーする条項を含めることは合理的でもなく必要でもないと考えた。ソ連はまた、A B M条約の再検討と改正を認めている条項で十分であると主張した。このヘルシンキでの第五ラウンドでは、ソ連は将来のシステムへの制限に反対し続けた。⁽⁴⁾

ニューハウス (J. Newhouse) は、その時期に米国内で統一された見解は、固定式地上基地の将来のシステムの研究と開発以外すべてを禁止するものであったと述べ、⁽⁵⁾ さらに、米國提案に対するソ連の反応も、「モスクワは、宇宙基地、海上基地、空中基地あるいは移動式地上基地の将来の防衛システムを除いて、将来の防衛システムの禁止に合意しようとしなかった」と説明している。また彼は、その後の進展に関して、「米國代表はそのことを強く主張し続け、それは受け入れられた。地上基地の将来のシステムもまた禁止されるようになった」と述べている。⁽⁷⁾

スミスによれば、第六ラウンドにおけるソ連の主張は以下のようであった。将来のA B M技術のような未知の問題を条約に含めると、果てしない議論と疑惑が生じるだろう。このような重要な文書は厳密でなければならない。両国はまだ誰も知らない問題を議論することはできない。われわれの任務は、既知のA B M構成要素の展開を制限することである。A B M条約は無期限であり、両国は改正および定期的再検討のための条項に合意している。現行のA B M構成要素以外のものを用いて開発されるシステムは、常設協議委員会において検討しうるであろう。この

ような主張にもとづき、ソ連は将来のシステムに関して提案されている条項は条約の中に含めるのに適していないと考えた。⁽⁸⁾

このような交渉の後に、米ソ間で合意された文書である合意声明Dは以下の通りである。SALT協定署名の日に、米ソ両国の交渉代表団の長がこの文書を含む合意声明に仮署名しており、条約本文と同様の法的拘束力をもつものと考えられている。

本条約第三条に規定されている以外のA B Mシステムおよびその構成要素を展開しないという義務の履行を確保するため、両当事国は、他の物理原理にもとづき、A B M迎撃ミサイル、A B M発射基またはA B Mレーダーに代わりうる構成要素を含むA B Mシステムが将来において作成された場合には、そのようなシステムおよびその構成要素に対する特定の制限は、本条約の第一三条に従った検討および第一四条に従った合意による (specific limitation on such systems and their components would be subject to discussion in accordance with Article XIII and agreement in accordance with Article XIV of the Treaty) ことに合意した。

第一三条(f)は、常設協議委員会 (S C C) が、この条約の規定の改正を含め、この条約の実効性を一層増大するための提案を必要に応じて検討することを規定し、第一四条はこの条約の改正とその手続きを規定している。スミスは、この合意声明の解釈として、「この合意声明を第三条と結びつけるならば、発射基、迎撃ミサイルおよびレーダーの任務を遂行する将来のタイプの構成要素を使用するシステムは、この条約が改正されない限り、禁止される⁽⁹⁾」と説明している。またこの点に関して、スミスは下院軍事委員会において、「質的制限としてさらに重要なのは、現在の技術と異なる物理原理にもとづく将来のA B Mシステムの展開の禁止である。この点について、異な

る物理原理にもとづく A B M システムに関しては合意された解釈が存在する。……もしそのような新しいシステムが開発され、どちらか一方がこの条約の制限の下でそれを展開したいと考える場合には、まず第一に、この条約で設置される常設協議委員会で検討されなければならない⁽¹⁰⁾、その後⁽¹¹⁾にこの新しい A B M システムを展開する前にこの条約を改正しなければならぬ⁽¹⁰⁾」とさらに詳しく述べており、つねに「展開」の禁止を強調している⁽¹¹⁾。

国務長官ロジャーズは、ニクソン大統領への報告において、「本条約は、A B M 迎撃ミサイル、発射基またはレーダーに代わりうる将来のシステムまたは構成要素の展開を許していない。第二条一項は、A B M システムを『飛行軌道にある戦略弾道ミサイルまたはその構成部分を迎撃するためのシステム』とその任務の点から定義し、そのシステムは、『現在のところ』A B M 迎撃ミサイル、A B M 発射基および A B M レーダーから成り立っていると規定している⁽¹²⁾」と述べ、また上院外交委員会においても、「質的制限としておそらくもっと重要なものは、当事国が将来の A B M システム、すなわちレーザーのような装置に依存するシステムを、A B M システムの展開が許された場所においてさえ、展開しないことに合意したことである⁽¹³⁾」と将来のシステムの展開の禁止に言及している。

さらに S A L T 交渉の代表団の法律顧問であったラインランダー (J. Rhineland) は、これらの点を以下のよう⁽¹⁴⁾に要約している。

将来のシステムの禁止は、キラー・レーザーや粒子加速器のように、三つの基本的な A B M 構成要素の一つまたはそれ以上に代わりうる装置に適用される。条約第三条は、A B M 構成要素に代わりうる固定式地上基地の装置の開発または実験を排除していないが、それらの展開は禁止している。他方、第五条は、空中基地、海上基地、宇宙基地あるいは移動式地上基地の A B M システムまたはその構成要素の展開と同様に、開発および実験をも禁

止し、それはこれらの環境における「将来のシステム」をも含んでいる。したがって、この条約の全体的な効果は、将来のシステムのあらゆる展開を禁止すること、ならびにその開発と実験を固定式地上基地様式のものに制限することである。⁽¹⁴⁾

また、同様に条約交渉に参加していたガートフ(R. Garthoff)も、「最終的に、ソ連は、将来のA B Mシステムの展開の禁止に合意しそれを受け入れた」と述べている。

このように米国のS A L T交渉に関係した人々の間では、この条約が将来のA B Mシステムの展開を禁止していることには意見の一致がみられる。⁽¹⁵⁾

しかし、このような解釈に対立する見解がいくつか存在する。

まず、ゴールドブラット(J. Goldbrat)は、S I P R I年鑑において、「そこに規定された制限は、現在存在する形におけるA B Mに関連する。現在のA B Mシステム以外の他の物理原理にもとづき考案されるかもしれない対弾道ミサイル防衛の新しい手段(たとえば、飛来するI C B Mを撃ち落とすためのミサイルの代わりにレーザー・ビームを用いるもの)はカバーされていない。しかしながら、米国は、そのような手段の展開は条約の規定が適切に改正されない限り禁止されていると解釈している」⁽¹⁷⁾と述べ、米国の解釈にもかかわらず、条約ではそれらは禁止されていないと主張している。

またキントナー(W. Kintner)とファルツグラフィ(R. Falzgraf)も、「この条約は現在存在するA B Mにのみ、すなわち位相段列レーダーと短距離射程および長距離射程の迎撃ミサイルのみに適用される。たとえば、レーザーのような新しい原理にもとづくミサイル防衛を新しく取り入れることは禁止されていない」⁽¹⁸⁾と、この条約と将来の

システムとのかかわりを全面的に否定している。さらに、カプラン (M. Kaplan) も、「いくらかの期待に反して、A B M 条約の中には、レーザー・タイプを含め、進歩した A B M システムの研究および開発を妨げるものは何もない⁽¹⁹⁾」と述べ、上述の意見ほど徹底してはいないが、将来のシステムの規制に消極的な見解を示している。

上述の合意声明の解釈に関しても、条約の改正なしには展開できないという米国交渉代表団の見解に対して、ファメイジ (E. Firmage) とヘンリー (D. Henry) は、この声明は、将来のシステムが実際に現在のシステムに代わりうるものとなるまでそれらの検討を延期し、そうなった場合にその問題を常設協議委員会 (S C C) に付託しようとするものである、という見解を示している⁽²⁰⁾。

このように、A B M 条約が将来のシステムを規制しているか否かについて、大きな見解の相違が見られる。米国の交渉団の中には、それを規制していることに見解の一致がみられる。もつとも禁止の内容に関してはすべてが統一したものであるわけではない。ここで国際法上の合意という観点から考えて最も重要なのは、ソ連の解釈である。しかしながら、ソ連自身はこの問題について公式に発言することはなかった。交渉において消極的な態度を示していたことは明らかであり、米国の積極的な主張にどこまで合意したのかは明らかではない。米国代表団の見解により合意の存在が推定されるが、それと異なる見解が存在するのも事実である。

4 A B M システムの制限

A B M 条約の作成に関して米ソ間で最も深く議論されたのは、A B M システムをどのように制限するかという問題であり、交渉過程の検討において示したように、さまざまな提案が両国から提出され、議論された。最終的に合

意されたのは、両国がそれぞれ首都防衛用一カ所と I C B M 基地防衛用一カ所の合計二カ所に A B M システムを展開できるというものである。この合意が成立した時点において、米国のノースダコタ州グランドフォークスのシステムは完成に近づいており、モンタナ州マラムストロムのシステムは建設の初期の段階にあった。他方、ソ連のモスクワ周辺のカロツシユは、不完全ではあつたがすでに実戦配備されていた。

したがって、このマラムストロムのシステムは解体されなければならない、第八条は、この条約で規定された数を越えまたはこの条約で規定された地域の外にある A B M システムまたはその構成要素、さらに条約で禁止された A B M システムまたはその構成要素は、破壊または撤去されなければならないと規定している。さらに、第一三条により、常設協議委員会においてその手続きと期間に合意することが定められている。

また合意声明 C により、二つの A B M システムは一三〇〇キロメートル以上離れなければならないことが合意された。これは、特に、ソ連の I C B M 基地防衛用の A B M システムの展開が、モスクワ周辺のカロツシユとの関連で、効果的な地域防衛となることを米国がおそれたからである。この結果、防衛される I C B M 基地は、ソ連においてはウラル山脈の東に限定され、米国においてはミシシッピー川の西に限定されることとなった。

まず両国は、半径一五〇キロメートルのそれぞれの A B M システム展開地域において、一〇〇の A B M 発射基と一〇〇の A B M 迎撃ミサイルを展開することが許されている。これらについては同様の制限が課されているが、リーダーについては異なった規定がおかれている。交渉において、米国はリーダーの規制にきわめて積極的であり、A B M レーダーのみならず、A B M としての潜在能力をもつリーダーに対し、さまざまな側面からの規制を主張していた。それは、リーダーの建設には長い時間がかかるので、相手国の違反の兆候を早い時期に見つけることができ

ると考えたからである。

首都防衛用の A B M システム展開地域においては、直径三キロメートルの円形の A B M レーダー施設を六カ所展開しうることになっている。その施設内での A B M レーダーに対し、量的にも質的にも制限は設けられていない。その施設を直径三キロメートルにきわめて狭く限定したのは、ソ連が S A L T I の時期にまだ実戦配備されていなかった新型位相段列レーダーを配備するのを規制するためであり、そのことにより A B M システム全体が脆弱なものとなるからである、と説明されている。⁽²¹⁾

I C B M 基地防衛用の A B M システム展開地域においては、二基の大型位相段列 A B M レーダーとそれより小さい一八基の A B M レーダーの展開が認められている。二基の大型位相段列 A B M レーダーは、条約署名日に運用中または建造中のものと匹敵する能力をもつものとされており、米国の周辺捕捉レーダー (P A R) とミサイル基地レーダー (M S R) を意味している。さらにこの能力も、合意声明 B において定義されている。米国のグラランドフォークスの A B M システムにおいては、P A R と M S R の二基が計画されていただけである。

形式的な平等の原則により両国に二カ所の A B M システムの展開が認められたが、実際においては、ソ連は首都防衛用の A B M システムのみを展開し、米国は I C B M 基地防衛用の A B M システムのみを展開していたので、条約交渉中においても、二番目の展開を一定期間延期することが提案されていた。そして、条約が成立した後においても、米ソ両国とも第二の A B M システムを展開しようとしなかった。

一九七四年七月三日に米ソ両国間で署名され、一九七六年五月二五日に効力を発生した A B M 制限条約議定書において、両国は、条約第三条で規定されている A B M システム展開地域を二地域から一地域へと制限し、二番目の

地域に展開する権利を行使しないことに合意した。ただし、現在展開されている A B M システムを解体し、もう一つの地域に展開する権利を有すること、この権利は一回だけ行使できることが規定されている。

第三条における実戦配備の A B M システムの外に、第四条は締約国が実験場において一五を越えない A B M 発射基を所有しうることを規定している。その実験場は現行のもの、すなわち、ソ連のカザフ共和国サリーシャガンと米国のニューメキシコ州ホワイトサンドならびに太平洋のクワジエリン環礁における実験場と、新たに合意される実験場に限定されている。ここでは A B M システムの開発または実験が行なわれる。すなわち固定式地上基地の A B M システムは、展開が制限されているが、開発および実験は制限されていない。さらに、第七条は、この条約の規定に従い、A B M システムまたはその構成要素の近代化および代替を行なうことを認めている。

5 A B M システムの質的規制

第五条一項は、海上基地、空中基地、宇宙基地または移動式地上基地の A B M システムまたはその構成要素を開発、実験および展開することを禁止している。ソ連は第一ラウンドにおいて、相手国の近くにいる海上発射 A B M は攻撃用に使用しようと主張しつつ、海上、空中、移動式で地上から発射される A B M の禁止を提案し、これらの禁止は交渉の早い時期に合意されている。⁽²²⁾ この規定は、海上基地、空中基地、宇宙基地および移動式地上基地の A B M システムとその構成要素をその開発の段階から禁止するものであり、これにより、第三条において展開が許されるシステム、ならびに第四条において開発および実験が許されるシステムは、固定式地上基地のものに限定されることが意図されている。

条約交渉時において、米ソ両国ともこの種のA B Mシステムの開発を予定していなかった。したがって移動式地上基地のA B Mシステムが禁止されたことは、第三条との関連において、検証の側面から考えた場合、条約を強化する役割を果たしている。さらに米ソの共通の理解として、移動式とは恒久的に固定されていないものすべてを意味するとされ、禁止の内容が厳格に解釈されている。

将来のA B Mシステムに関して、ライランダーは、第五条はまた空中発射のキラ・レーザや宇宙配備のセンサーのような将来のA B Mシステムをも禁止していると主張している。⁽²³⁾

第五条二項は、各発射基から同時に一基を越えるA B M迎撃ミサイルを発射するためのA B M発射基を開発、実験または展開しないこと、そのような能力を与えるためすでに展開されている発射基を改良しないこと、さらに、A B M発射基の迅速な再装着のための自動、半自動または他の同様のシステムを開発、実験または展開しないことを規定している。これらは、A B M迎撃ミサイルおよびA B M発射基に関して、第三条で規定された量的な制限を補完し、強化するものである。これらの発射基はまだ開発されていないものであり、その開発に先立って禁止するものである。米ソ両国は合意声明Eにおいて、各A B M迎撃ミサイルが複数の弾頭を個別に誘導できるようなミサイル、すなわちM I R Vを装備したA B M迎撃ミサイルもその禁止に含まれることを明らかにしている。

このように、第五条におけるA B Mシステムの質的規制は、まだ開発の段階に至っていない技術を前もって禁止するもので、科学技術の急速な発展の観点から重要な意義をもっていると考えられる。

さらに、条約第九条は、A B Mシステムまたはその構成要素を他国に移譲しないこと、および自国の領域外に展開しないことを規定している。また両国の合意声明は、A B Mシステムおよびその構成要素の建設のための技術的

説明や青写真を他国に与えないことを約束している。これらの義務は、第三条の義務を補強し、この条約の実効性と有効性を保証するためのものである。さらに第一条で示された条約の基本的枠組みを維持するのにも有益である。またソ連は、米国がその同盟国のために A B M システムの展開を援助するかもしれないと考えていたため、この義務はソ連にとって特に重要なものである。

6 非 A B M システムの規制

この条約の第六条は、A B M システムの制限の実効性を確保するため、A B M システムではないが A B M システムの潜在能力をもつものに対し、一定の規制を規定している。(a) 項は、A B M 迎撃ミサイル、A B M 発射基または A B M レーダー以外のミサイル、発射基またはレーダーに、A B M 能力を与えないこと、すなわち飛行軌道にある戦略弾道ミサイルまたはその構成部分を迎撃する能力を与えないこと、さらにそれらを A B M 様式で実験しないことを規定している。

このような規定を強く主張したのは米国であり、それは、ソ連が約一万の地对空ミサイル(S A M)を配備していること、ソ連の A B M システムの実験場では S A M の実験も行なわれていること、さらにソ連はさまざまな地域に多くの大型位相段列レーダーを A B M 以外の目的のために配備していることによる。

両国はさらに、合意声明 F において、条約第三条、第四条および第六条に規定されているものを除き、また宇宙での物体追跡のためもしくは自国の技術的検証手段として用いる場合を除いて、一定の能力を越える位相段列レーダーを配備しないことを約束している。この声明は、たとえば、そのような能力をもつ位相段列レーダーを含む S

A Mシステムの展開を禁止している。これらのレーダーは直接にはA B Mのために配備されるものではないが、A B Mとして利用できる潜在能力をもつからである。

この条項に関して米国はきわめて積極的であり、さらに一方的声明として、すでにA B Mシステムの定義に関して述べたように、「A B M様式による実験」をいくつかの例をあげて詳しく説明している。しかしこれは一方的声明であつて、それに関してソ連の合意が存在しなかつたことを示している。

条約交渉時には、主としてソ連のS A Mをめぐる議論が展開されたが、この条項はS A M以外に、対衛星兵器(A S A T)システムにも関連してくる。A S A T自体はこの条約の規制の対象とはなっていないが、それがA B Mの性能をもつにいたる時にはこの条約により規制されることとなる。

(b)項において、両国は、自国の領域の周辺に沿いかつ外側に向けて配置されたものを除き、戦略弾道ミサイル攻撃の早期警戒のためのレーダーを将来展開しないことを約束している。本来の目的が早期警戒であるレーダーは直接にはA B Mのために建設されるものではないが、同じレーダーが一定のA B Mの役割をも果たしうるので、領域内の効果的なA B M能力をもつレーダーの配備を将来において禁止するものである。これらのレーダーの数は規制されていないが、設置される場所とレーダーの方向が限定されている。条約署名時にすでに存在するこれらのレーダーは影響を受けない。しかしこの規定は将来において第三国に早期警戒用のレーダーを配備することを禁止している。米国はグリーンランドにこの種のレーダーを運用中であるが、これは条約以前に作られたものである。

また米国は、一方的声明において、ソ連の弾道ミサイル早期警戒レーダーは遠い距離にある弾道ミサイル弾頭を探知し追跡できるので、重大なA B M能力をもつこと、したがって、米国はS A Mによりそのレーダーの防衛を増

強するとは協定に一致しないものとするを強ていふ。

A B M 条約の法構造 (黒沢)

- (1) Gerard Smith, *Doubletalk: The Story of SALT I*, 1980, p. 464.
- (2) John B. Rhineland, "The SALT I Agreements", Mason Willich and John B. Rhineland (eds.), *SALT: The Moscow Agreements and Beyond*, 1974, p. 127.
- (3) Gerard Smith, *op. cit.*, p. 263.
- (4) *Ibid.*, p. 265.
- (5) John Newhouse, *Cold Dawn: The Story of SALT*, 1974, p. 231.
- (6) *Ibid.*, p. 237.
- (7) *Ibid.*, p. 237.
- (8) Gerard Smith, *op. cit.*, pp. 343-344.
- (9) Gerard Smith, *op. cit.*, p. 344.
- (10) Statement by ACDA Director Smith to the House Armed Service Committee, Strategic Arms Limitation Agreements, 25 May 1972, *DoD 1972*, p. 522.
- (11) Gerard Smith, *op. cit.*, p. 383, p. 464; News Conference Remarks, 26 May 1972, *DoD 1972*, p. 211.
- (12) Report by Secretary of State Rogers to President Nixon on the Strategic Arms Limitation Agreements, 10 June 1972, *DoD 1972*, p. 273.

- (13) *Strategic Arms Limitation Agreements: Hearings before the Committee on Foreign Relations, United States Senate, 92nd Congress, 2nd Sess., 19 June 1972, p. 6.*
- (14) John Rhinelanders, op. cit., p. 128
- (15) Raymond L. Garthoff, *Détente and Confrontation: American-Soviet Relations from Nixon to Reagan*, 1985, p. 154.
- (16) たなか、交渉に参加してはならない。最近の米ソ関係の今後の発展性について、その主張を述べらる。
- (17) *World Armaments and Disarmament: SIPRI Yearbook 1973*, p. 13.
- (18) William R. Kintner and Robert L. Platzgraff, Jr., "Strategic Arms Limitation Agreements of 1972: Implications for International Security," William R. Kintner and Robert L. Platzgraff, Jr., (eds.), *SALT: Implications for Arms Control in the 1970s*, 1973, p. 386; William R. Kintner and Robert L. Platzgraff, Jr., "Assessing the Moscow SALT Agreements", *Orbis*, Vol. 16, No. 2, Summer 1972, p. 341.
- (19) Morton A. Kaplan, "SALT and the International System", Morton A. Kaplan (ed), *SALT: Problems & Prospects*, 1973, p. 17.
- (20) Edwin Brown Firmage and David J. Henry, "Vladovostok and Beyond: SALT I and the Prospects for SALT II", *Columbia Journal of Transnational Law*, Vol. 14, No. 2, 1975, p. 232.
- (21) John B. Rhinelanders, op. cit., p. 131.
- (22) Gerard Smith, op. cit., p. 96.
- (23) John B. Rhinelanders, op. cit., p. 134.

三 A B M 条約の検証と組織化

1 自国の検証技術手段

あらゆる軍縮条約において検証の問題が重要な地位を占めているが、A B M 条約においても条約の規定の遵守を確保するために、第一二条に詳細な規定が置かれている。まず第一項において、両国はそのために、一般的に認められた国際法の諸原則に合致する方法で、自国の検証技術手段 (national technical means of verification) を自由に使用することに合意している。この自国の検証技術手段が具体的に何を意味するのかは、条約に規定されていないが、それは、相手国の領域に立ち入ることなくその領域外から自国の保有する手段によりさまざまな情報を収集することであると理解されている。⁽¹⁾

この条約では、国際機関による国際的な検証も他の締約国による現地査察も認められておらず、検証はもっぱら自国の検証技術手段に依存している。その手段の中心的なものは、偵察衛星による宇宙からの観察である。相手国の領空に侵入し航空機によって偵察を行なうことは、国際法上禁止されているが、宇宙からの衛星による偵察は新しい現象として、国際法で規律されていなかった活動であり、米ソ両国が暗黙の合意の下に実際上行なってきたものである。たとえば一九六三年の部分的核実験禁止条約は、検証に関する規定をまったく含んでいないが、地下における核実験を許容することにより、現地査察の必要がなく領域外から検証可能な環境での核実験のみを禁止して

いるので、この条約においては、自国の技術手段によって検証されることが暗黙に了解されていた。

したがって、A B M条約において、初めてこの種の検証手段の合法性が明示的に認められたことになり、この点で、この規定は大きな意味をもっている。またこの条項は、自国の検証技術手段の権利を明確にしたのみならず、さらに進んで、この検証技術手段の有効性を低下させる措置が条約違反になることを規定している。

すなわち、第二項は他の締約国の検証技術手段を妨害してはならないこと、第三項は検証を妨害する故意の秘匿手段を用いてはならないことを定めている。たとえば、前者により、検証に用いられている衛星への妨害またはその破壊などは禁止され、後者により、衛星による検証を妨げるため他の目的の建物の中にミサイルを設置することなどは禁止される。A S A Tを一般的に規制または禁止する条約はまだ存在しないが、この規定によりA S A Tを用いて検証のための衛星を破壊することは禁止される。

A B M条約の中心であるA B Mシステムおよびその構成要素の制限については、条約は迎撃ミサイル、ミサイル発射基およびレーダーの数とタイプを制限するものであるから、自国の検証技術手段で十分検証可能である。また条約は実験場を限定するなどさまざまな補完的規定を含めることにより、検証の困難さを和らげている。この検証手段により質的な規制の遵守を完全に保証することはできないが、そのような性質の秘密の活動が探知される危険はきわめて高く、違反から得られる利益は限られたものであり、条約全体を脅かすものではないと考えられる。⁽²⁾

さらに、ロジャーズ国務長官も、「これらの協定におけるような種類の軍備管理協定にとって、最新の自国の検証技術手段はもつとも実質的なものであり、遵守を十分効果的に保証するものである⁽³⁾」と述べ、この検証手段の有効性を強調している。

2 常設協議委員会と再検討会議

この条約は、条約の規定の遵守を確保し、さらに変化する国際情勢の中でさまざまな問題を検討するための組織的制度として、常設協議委員会を設置し、また条約の再検討を行なうことを約束している。

まず第一三条は、この条約の規定の目的およびその履行を促進するため、常設協議委員会 (Standing Consultative Commission) の設置を定めている。この委員会の任務は、条約の遵守に関する任務と今後の交渉の促進に関する任務の二つに大きく分けることができる。条約の遵守に関して、委員会は、引き受けた義務の遵守に関する問題を検討し、また不明確な関連状況を検討し、自国の検証技術手段への意図しない妨害を含む諸問題を検討することとなっており、これらに関して締約国は自発的に情報を提供することとなっている。

今後の交渉の促進に関して、委員会は、この条約に関連する戦略的情勢の変化を検討し、条約の改正提案を含め、条約の実効性を増大するための提案を検討し、戦略兵器の一層の制限についての提案を検討することとなっている。

米ソ両国は、一九七二年一月二日に、常設協議委員会の設置に関する了解覚書に署名し、それは同日効力を発生した。そこにおいて、委員会には、両国からそれぞれ委員と副委員が代表として出席し、相互に合意される期日に定期会期を開くこと、それは年二回以下であつてはならないこと、さらに一方の要請で迅速に会期を開くこと、原則としてジュネーブで会合することなどが定められている。さらに、この了解覚書にしたがつて、一九七三年五月三〇日に常設協議委員会規則が制定され、委員会の議事は非公開にすることなどが定められている。

このように常設的な形で条約の遵守その他に関する権限をもつ委員会が設置されたことは、それまでの軍縮条約

にみられないものであり、条約の履行確保を継続的に検討できる体制を整えることにより、条約の実効性の維持がいっそう強化されることになった。条約の規定の中には、きわめて技術的なものあるいは内容がそれほど明確でないものも含まれているため、相手国の行動に関して疑問が生じた時に、両国間で恒常的に検討できる機関が設けられたことは、この条約のきわめて重要な特徴となっている。またそこにおける議事がすべて非公開とされたことは、条約の遵守あるいは違反をめぐる議論が政治的宣伝のためにしばしば行なわれることから考えて、宣伝ではなく実質的な議論を保証する手続きとしてきわめて重要である。

また世界的な戦略状況はつねに変わりうるものであるから、その点から考えても、SALT II交渉と並行しつつ、両国間で検討しうる機関が設置されたことは好ましいことである。

第一四条一項は、この条約の効力発生の五年後、およびそれ以後は五年ごとに、締約国が共同してこの条約の再検討を行なうことを規定している。この再検討会議の制度は軍縮条約に一般に見られる制度であり、一定の成果を挙げているものであるが、A B M条約の場合には、常設的な委員会が設置されているため、この制度は他の条約におけるほど重要な地位を占めるものではないと考えられる。しかし、五年ごとの定期的な再検討は、恒常的な委員会の任務とは別の観点から実施されるものである。

3 その他の規定

まず第一〇条において、各締約国はこの条約に抵触するいかなる義務をも引き受けないことを約束している。この条約に抵触する義務を引き受けると、この条約の義務違反となるので、国際法上当然のことを規定しているの

あるが、明示的にこの規定が挿入されたことは、A B M条約の重要性が強調されているものと考えられる。

次に、第一条は、戦略攻撃兵器に関する制限のために積極的に交渉を継続する義務を規定している。次にとるべき措置に関する交渉継続義務は、多くの軍縮条約に取り入れられ、軍縮国際法の一つの特徴となり、軍縮措置の連続性を示すものとなっている。特にこのS A L T交渉においては、防衛兵器と攻撃兵器に関して交渉が行なわれ、A B M条約は正式の条約として成立したが、攻撃兵器については暫定協定として合意されただけであった。また条約前文にあるように、「対弾道ミサイルシステムを制限するための効果的な措置は、戦略攻撃兵器の競争を制限するための実質的な要素となる」と一般に考えられているため、この条項はS A L Tプロセスをさらに前進させるための重要な規定となっている。

さらに手続的なものとして、第四条一項は、各締約国がこの条約の改正を提案できること、合意された改正は条約の効力発生の手続にしたがって効力を生じることが規定している。これも国際法上当然のことを規定しているのであるが、ラインランダーが、「改正に関する明示の規定が置かれたのは、A B M条約が変化する技術や戦略関係を取り扱っているので、静かな文書と考えられるべきではないことを示している⁽⁴⁾」と説明しているように、情勢の変化に対し条約の改正によって対処していくことが考えられていた。

第一五条一項において、この条約の期限は無期限であることが規定されている。その点からはA B M条約体制の安定性と継続性が確保されている。しかし、第二項は、主権の行使としての脱退の権利を認めている。軍縮条約からの脱退の権利は、一九六三年の部分的核実験禁止条約において初めて規定されて以来、多くの軍縮条約に取り入れられ、軍縮国際法の一つの特徴となっており、軍縮条約の柔軟性を示すものとなっている。この権利を行使でき

るのは、この条約の対象事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認める時であり、そのためには六カ月の事前通告を必要とする。

米国は、この条項に関連して、A B M条約および暫定協定に引き続き戦略攻撃兵器に対するもっとも完全な制限について合意することの重要性を強調しつつ、そのような協定が五年以内に達成されない場合には、米国の至高の利益が危うくなることもあり、A B M条約から脱退するための根拠となるだろう、という一方的声明を行なっている。最後の第一六条は、条約の効力発生、登録および正文について規定している。

- (1) John B. Rhinelanders, "The SALT I Agreements", Mason Willrich and John B. Rhinelanders (eds.), *SALT: The Moscow Agreements and Beyond*, 1974, p. 139.
- (2) Herbert Scoville, Jr., "A Leap Forward in Verification", Mason Willrich and John B. Rhinelanders (eds.), *SALT: The Moscow Agreements and Beyond*, 1974, pp. 168-170.
- (3) *Strategic Arms Limitation Agreements: Hearings before the Committee on Foreign Relations, United States Senate, 92nd Congress, 2nd Sess.*, 19 June 1972, p. 6.
- (4) John B. Rhinelanders, *op. cit.*, p. 141.

四 A B M 条約の意義

1 A B M 条約と S A L T プロセスの開始

一九六〇年代の終わりに開始された S A L T プロセスの最初の成果として、A B M 条約は重要な意義をもって
いる。それ以前には一九六三年の部分的核実験禁止条約が米英ソ三国の間で締結されているが、米ソ両国は地下で
核実験を継続し、核開発をさらに推進していった。また核兵器不拡散条約およびラテンアメリカ核兵器禁止条約は、
どちらも核兵器をもたない国の核能力を制限するもので、米ソの核軍備にかかわるものではなかった。その意味で
この S A L T プロセスは、核時代における核兵器国の責任を明確にし、核軍縮の中心的部分に焦点を当てるもの
である。

ニクソン大統領は、議会での演説において、「今日世界に住んでいる人々の五分の三は、生まれてからずっと、
大国間の軍備競争により引き起こされるかもしれない核戦争の影の下で生活してきた。一九四五年に始まったこの
ような時代の終わりが始まるのを、われわれは先週の金曜日モスクワで目撃した。われわれは、二大核兵器国の間
で相互に合意する規制と軍備管理という新しい時代に向けての第一歩を記した。この第一歩により、われわれは両
国の安全保障を促進したのである」¹⁾と述べ、A B M 条約を中心とする S A L T プロセスの開始を、それ以前の時代
とはまったく異なる新しい時代の始まりとしてきわめて積極的に評価している。

ガートフ (R.Garthoff) は、一九六九年における両国の主要な具体的目的は、A B M システムを戦略的にみて重要でないレベルまで制限することであったが、この目的はA B M 条約により達成されたのであり、A B M 条約は軍備管理における注目すべき意義深い成功であると、高く評価している。⁽²⁾ またラスジェンス (G. Rathjens) も、「A B M 条約は、交渉しうる最善のものでないとしても、おそらく恒久的な重要性をもつ注目に値する協定であり、全面的に支持すべきものである」⁽³⁾ と述べている。

さらに条約署名直後の六月二〇日の軍縮委員会会議 (C C D) において、ソ連代表のロシチン (Roshchin) は、「戦略兵器制限に関するモスクワ協定は、軍備競争を停止させ最終的には終結させる方向に向けての大きな一歩である。それらは、核戦争の危険を減少させる問題の解決に向けて大きく貢献するものである。これらの協定に署名したことは、国際状況を改善し、軍縮問題の解決に向けて進んで行くために協力するという両当事国の願望の具体的表明である」⁽⁴⁾ と述べ、軍備競争を停止させるための出発点として位置づけている。

このように、A B M 条約は、米ソ両国間の軍縮交渉の新しい出発点として、すなわち核超大国間における核兵器システムを制限し、さらに削減していくプロセスの開始として一般に高く評価されている。

2 A B M 条約と核抑止論

A B M 条約が国際の平和と安全に対してどのような意味をもつのかという問題の最も中心にあるのが、核抑止論をめぐる議論である。核戦争の勃発の危険を減少させ、米ソ両国間の戦略的安定性を強化するものとして、主としてマクナマラ国防長官らによって主張され、S A L T 交渉における米国の基本的な立場となったのが、この核抑止

論である。その考えに立つてまず主張されたのが防衛兵器の制限であり、相手国の第二撃に対する防衛を最低限にすることにより、第一撃の可能性を減少させようとするものである。

スミスはこの点に関して、「両国は、実際には、相手側のミサイル報復能力に対する広範な防衛を展開してその能力に挑戦するようなことを行なわないことに合意している。このことはこの条約の中心的な成果であり、その意義は計り知れない。両超大国は、相手国の報復ミサイル兵器による侵入に対し盾を設けないことに合意した。この措置により、両国は核戦争の可能性を減少させるため相互抑止を維持することに合意した」と説明している。

またロジャース國務長官は、上院外交委員会での公聴会において、「この条約では米ソ両国の人民の生命が相手国の人質になっており、それが核兵器の使用をお互いに抑制する最も効果的な保証となる」ということを意味するかという議長の質問に対し、それがまったく正しい見解であると返答している。⁽⁶⁾ さらにウィルリッチ(M. Willich)も、「A B M条約は、確証破壊能力という手段による核抑止が両国の安全保障にとって絶対必要であることを、米ソ両国が承認したことを意味している。A B M条約は相互抑止を安定化し維持すること、そのことにより両超大国の安全保障を強化することを目的としている」⁽⁷⁾と述べ、米ソ両国による核抑止論の承認に言及している。

A B M条約が核抑止論を具体的に表明したものであるという見解は、その外にも多く示されている。たとえば、スコヴィル(H. Scoville Jr.)は、「A B M条約は米国とソ連の間の相互抑止の現状を安定化し、両国は共通の脆弱性の状態にとどまることに合意した。……この条約の基本目的である相互抑止の制度化に成功したのである」⁽⁸⁾と述べ、さらに、「A B M条約による制限はそれ自体で、どのような攻撃兵器計画が継続しようとも、継続的で確実な抑止態勢を保証するであろう」⁽⁹⁾と主張している。またファメージ(E. Firmage)らも、「A B M条約において、両

核兵器国は相互抑止を公式に承認し、実際にそれを維持することに合意した⁽¹⁰⁾と解釈し、ピエール (A. Pierre) も、「A B M条約の主要な意義は、相互の第一撃を抑止するため相手国の人口や産業の中心に対する十分な『確証破壊』を加える能力を両国がもつことにより、相互抑止の概念を承認したことにある⁽¹¹⁾」と述べている。

このようにA B M条約と核抑止論との関連は一般に承認されているが、これに関して、二つの点から疑問が出されている。

その第一は、抑止論がA B M条約の背景となっているならば、防衛をゼロにする方がその理論からして好ましいことになるが、条約は二カ所におけるA B Mシステムの展開を許容している点である。ガーウィン (R. Garwin) は、「戦略攻撃兵器のレベルがそれほど高くない場合には、A B Mシステムをゼロにしても、抑止の能力は維持されるであろう⁽¹²⁾」と主張し、ゴールドブラット (J. Goldbrat) は、「核による第一撃という考えが本当に放棄され、超大国がともに大量報復に対して脆弱な状態にとどまるということを認めているならば、たとえ低いレベルであっても、A B Mシステムを維持し続ける正当な理由はありえない⁽¹³⁾」と述べ、抑止論に立つならば、A B Mシステムを維持する理由のないこと強調している。

さらに条約交渉中においても、A B Mシステム展開の全面的な禁止が多くの者により主張されていたし、交渉の初期においては、米国はいくつかの案のうちの一つとして全面的な禁止をも含めていた。しかし交渉では、両国にそれぞれ二カ所のA B Mシステムの展開を認めるという方向に進み、まだ展開していない一カ所の展開を一定期間延期するという提案にも合意されなかった。したがって、条約はA B Mシステムの現状を縮小させることを定めていないことは言うまでもなく、現状維持よりもさらに進んで一定の増強を認めることを規定しているのである。こ

の点は一九七四年の議定書により、現状維持の状況に改められたが、A B Mの全面禁止には至っていない。

これに関して、ガートフは、「S A L T Iは全面的なA B Mの禁止を達成できなかった(あるいは、それを追求しさえしなかった)。A B Mの全面禁止は可能であったし、特に交渉の最初に米国の望む立場として提案されていたら可能であつただろう⁽¹⁴⁾」と述べ、フェルド(B. Feld)も、A B Mの全面禁止は可能であつたと述べ、二番目のA B Mの展開の権利を放棄しよう主張していた⁽¹⁵⁾。

A B M条約と核抑止論の関連についての第二の疑問点は、核抑止論それ自体の評価に関するものである。これら
の見解は、核抑止論に批判的であり、当然のこととしてA B M条約にも批判的である。たとえば、ブレナン(Brennan)は、「相互確証破壊(M A D)の姿勢を目標とすることは、文字通りmad(気違いじみたこと)である。それを好ましいと考えるのは、異常なことである。相互確証破壊の姿勢は核戦争に対し防衛する最善の方法であると主張され、A B M条約の前文にその考えが反映されているが、この考えを支持するような証拠はまったく存在しない⁽¹⁶⁾」と述べ、核抑止論およびA B M条約に全面的な反対を表明している。

またカプラン(M. Kaplan)は、「弾道ミサイル防衛はさまざまな点で安定性を増加するものである。システムを増加することにより、攻撃国の任務を複雑にし、それにより先制攻撃の困難さを著しく増大させる。セイフガード・システムの長距離迎撃ミサイルと短距離迎撃ミサイルとを結合させることにより、防衛側は第三次世界大戦を開始することなく攻撃の第一波を乗り切ることができる。……それは偶発戦争に対する重要な防衛となり、核戦争を抑制する追加的な強い措置となる。……弾道ミサイル防衛の除去は、安定性を減少させ、防衛側の国を警報にもとづく攻撃の理論に戻らせるものである⁽¹⁷⁾」と述べつつ、A B M条約が弾道ミサイル防衛を犠牲にしていることを強く批

判している。

米国においても抑止論に対する一定の批判が存在するが、米国政府を中心とするSALT交渉団においては、すでに述べたように、この交渉が抑止論を基礎として行なわれたことには異論はない。そこで次に問題になるのは、ソ連の考えである。米国のSALT関係者の多くは、ソ連が核抑止論を受け入れたと考えている。たとえばスミスは、交渉の第六ラウンドでソ連が領域全体をカバーするABMシステムの禁止を求めてきた時に、「ミサイル攻撃に対して領域全体を防衛することを禁止するという明示的な意思表示は、ソ連が『確証破壊』戦略を受諾したことを反映しているように思える」と述べており、下院軍事委員会でも、「この措置（第一条）により、両国は核戦争の可能性を減少させるために相互抑止を維持することに合意した」と述べている⁽¹⁹⁾。

しかし、このような見解に対し、シュルマン (M. Schulman) は以下のように述べている。

戦略理論および軍備制限に関するソ連の考えは、数年遅れであるが米国と本質的には同じ道を進んできている、と西側の多くの者は推測してきた。しかしながら、SALTにかかわる交渉の経験の結果などから、われわれは、このことは必ずしも正しくないこと、そしてある重要な側面においてソ連の概念上の基礎は、軍備管理⁽²⁰⁾についての西側の考えの背後にある概念上の基礎とはまったく異なるものであることを知るようになった。

このようにソ連が核抑止論を受け入れたかどうかは、必ずしも明らかではない。またABM条約は核抑止論に理論的基礎をもつと一般に考えられているが、その論理が徹底的に実施されているわけでもなく、核抑止論に対する批判がまったくなかったわけではない。しかしながら、核抑止論がこの条約に与えた大きな影響力は無視できないものである。

3 A B M 条約と攻撃兵器の軍備競争

防御兵器と攻撃兵器との間には緊密な関連があり、一方の増大が他方の増大を招くと一般に考えられている。このような防御兵器と攻撃兵器の悪循環は、特に米ソ両国の軍備競争の重大な原因のひとつとして、広く非難されてきたものである。したがって、軍備競争の作用・反作用という悪循環を絶つためには、どちらか一方の兵器をまず最低限にしなければならないが、核抑止論との関連もあって、防御兵器の禁止がまず求められた。

米ソ両国は、A B M 条約の前文に規定されているように、「対弾道ミサイルシステムを制限するための効果的な措置は、戦略攻撃兵器の競争を制限するための実質的な要素となる」と考え、また、「対弾道ミサイルシステムの制限は、戦略攻撃兵器の制限に関する一定の合意された措置と同様、戦略兵器を制限するための今後の交渉にとつて一層好ましい条件を作り出すことに貢献する」という前提から出発している。この前文の規定から明らかのように、A B M 条約によって防御兵器を制限し、作用・反作用の悪循環を絶つことができると考えられていた。ロジャーズ國務長官も、この点を上院外交委員会で強調している。⁽²¹⁾

この点について、カーン (J. Kahn) は、「主要な価値は……両国の A B M システムに課された厳しい制限にある。ミサイル攻撃から人民を保護できる防衛システムは、他のいかなる戦略兵器よりも、攻撃兵器の増強を刺激し、重大な不安定性を作り出す可能性をもっている」と述べ、⁽²²⁾ またファメイジラも、「A B M 条約の長期的な意義は、攻撃兵器を増強する動機を減少させることにより、戦略兵器の世界における作用・反作用の循環を打ち破る能力をもっているところにある」と述べ、⁽²³⁾ さらにヴィクトロフ (V. Viktorov) も、A B M システムの新たな展開の防止

により、改善された攻撃兵器を展開する動機は大幅に減少させられると主張している。⁽²⁴⁾ またクリシュ (Yu. Kulish) も、「A B M 防衛システムの制限はそれ自体で、攻撃戦略兵器の開発の速度を緩め、その開発を抑制するのに貢献するだろう」と説明しているが、これらの見解はすべて、A B M 条約が攻撃兵器を増強しようとする動機を失わせると主張するものである。

このように、まず A B M 条約を締結することにより、防衛兵器における軍備競争を停止させ、それを基礎として攻撃兵器の軍備競争を停止させるべきであると一般に考えられていた。なぜなら、防衛兵器の競争を停止させることにより、作用・反作用の悪循環が絶たれ、また防衛兵器が制限されることにより、攻撃兵器を増強する必要性が消滅すると考えられたからである。特に A B M 条約の締結と同時に、一定の戦略攻撃兵器を凍結する暫定協定が締結されたので、米ソ両国の攻撃兵器における軍備競争も停止の方向に向かうことが期待されていた。

- (1) Address by President Nixon to the Congress, 1 June 1972, *DoD 1972*, p. 253.
- (2) Raymond L. Garthoff, "SALT I: An Evaluation", *World Politics*, Vol. 31, No. 1, October 1978, p. 12.
- (3) George W. Rathjens, "The SALT Agreements: An Appraisal", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 28, November 1972, p. 8.
- (4) Statement by the Soviet Representative (Roshchin) to the Conference of the Committee on Disarmament, 20 June 1972, *DoD 1972*, p. 363.
- (5) Statement by ACDA Director Smith to the House Armed Service Committee: Strategic Arms Limitation Agreements, 25

July 1972. DoD 1972, p. 521.

- (9) *Strategic Arms Limitation Agreements: Hearings before the Committee on Foreign Relations, United States Senate, 92nd Congress, 2nd Sess., 19 June 1972, p. 11.*
- (10) Mason Willrich, "SALT I: An Appraisal," Mason Willrich and John B. Rhinelanders (eds.), *SALT: Moscow Agreements and Beyond*, 1974, p. 264.
- (11) Herbert Scoville Jr., "Strategic Forum: The SALT Agreement," *Survival*, Vol. 14, No. 5, Sept./Oct. 1972, p. 210.
- (12) Herbert Scoville Jr., "Beyond SALT One," *Foreign Affairs*, Vol. 50, No. 3, April 1972, p. 490.
- (13) Edwin Brown Firmage and David Henry, "Vladivostok and Beyond: SALT I and the Prospects for SALT II," *Columbia Journal of Transnational Law*, Vol. 14, No. 2, 1975, p. 229.
- (14) Andrew Pierre, "The SALT Agreement and Europe," *World Today*, Vol. 28, July 1972, p. 282.
- (15) Richard Garwin, "Superpower Postures in SALT: An American View," Morton A. Kaplan (ed.), *SALT: Problems & Prospects*, 1973, p. 107.
- (16) *World Armaments and Disarmament: SIPRI Yearbook 1973*, p. 19.
- (17) Raymond L. Garthoff, op. cit., p. 24.
- (18) Bernard T. Feld, "Looking to SALT II," *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 28, June 1972, pp. 2-3.
- (19) Donald Brennan, "Strategic Forum: The SALT Agreements," *Survival*, Vol. 14, No. 5, Sept./Oct. 1972, p. 217.
- (20) Morton A. Kaplan, "SALT and the International System," Morton A. Kaplan (ed.), *SALT: Problems & Prospects*, 1973, pp. 14-15.

- (18) Gerard Smith, *Doubletalk: The Story of SALT I*, 1980, p. 336.
- (19) Statement by ACDA Director Smith to the House Armed Service Committee: Strategic Arms Limitation Agreements, 25 July 1972. *DoD 1972*, p. 521.
- (20) Marshall D. Schulman, "SALT and the Soviet Union", Mason Willrich and John B. Rhinelandt (eds.), *SALT: The Moscow Agreements and Beyond*, 1974, p. 116.
- (21) *Strategic Arms Limitation Agreements: Hearings before the Committee on Foreign Relations, United States Senate*, op. cit., p. 5.
- (22) Jerome H. Kahan, "Limited Agreements and Long-Term Stability: A Positive View Toward SALT", *Stanford Journal of International Studies*, Vol. 7, Spring 1972, p. 66.
- (23) Edwin Brown Firmage and David J. Henry, op. cit., p. 229.
- (24) V. Viktorov, "Agreements of Historic Importance", *International Affairs* (Moscow), Vol. 18, April 1972, p. 15.
- (25) Yu. Kulish, "Strategic Forum: The SALT Agreements", *Survival*, Vol. 14, No. 5, Sept./Oct. 1972, p. 213.

む す び

米ソ二国間の軍縮交渉は、一九六九年よりSALTプロセスとして継続されているが、そこで作成されたいくつかの条約のうち、現在においても法的拘束力を正式にもっているのは、一九七二年のABM条約だけである。その

点からしても、この条約は米ソ軍縮交渉においてきわめて重要な意味をもっており、現代の国際社会の平和と安全保障に関する中心的な規範となっている。またこの条約を基礎とする戦略理論が発展させられ、この条約は国際の平和と安全保障を考える際の基本的な文書となっている。

しかし、この条約の基本的義務である防衛兵器の制限に基本的に対立する考えが最近主張されるようになってきた。このような新しい考えの背景には、防衛兵器と攻撃兵器の関連をめぐる議論、あるいは核抑止論とめぐる議論などさまざまな問題が存在している。

新しい考えをめぐる議論は、一九六〇年代の議論と多くの点で共通するものである。そのような理解の下にA B M条約の締結にいたるさまざまな見解の対立を第一章で検討した。二〇年の時代の流れの中で科学技術の大幅な進展が見られるが、議論の焦点となっている問題はきわめて類似したものである。したがって今日の問題を検討するに際して、六〇年代の議論が多くの示唆を提供するものであると考えられる。

一九六〇年代の議論と大きく異なるのは、六〇年代にはこの問題を規律するいかなる条約も存在しなかったが、現在の議論はA B M条約の存在を前提としており、この条約と新しい考えとの関連が重要な要素となっていることである。その点から、第二章では、A B M条約の基本的な義務を明らかにし、特に将来のA B Mシステムに関する規定とその解釈をめぐる問題を検討した。ここでは、将来のA B Mシステムの展開を禁止するという解釈に合意されたことが推定されるが、この点は必ずしも明白ではない。第三章では、A B M条約の義務の履行確保の問題を取り扱った。

戦略ミサイル防衛に関する新しい考えを検討する際に、考慮する必要があるのは、A B M条約による法的制限の

外に、A B M条約の締結へと導いた背後にある考え方である。これは特に、抑止論と作用・反作用の問題にかかわってくる。これらの基礎にある問題は、新しい考えを検討する際に、必ず考慮すべきであると考えられるので、第四章でこれらの問題を検討した。

A B M条約は現在の戦略体制の基礎となっており、戦略防衛に関する新しい考えを評価する際には、この条約およびその背後にある考え、ならびにこの条約の締結へと導いたさまざまな問題を深く考慮し、そこでの議論を参考にすることが必要である。

A B M 条約

(対弾道ミサイルシステムの制限に関

するアメリカ合衆国とソヴィエト社会主義共和

国連邦の間の条約)

署 名 一九七二年五月二六日(モスクワ)

効力発生 一九七二年一〇月三日

アメリカ合衆国及びソヴィエト社会主義共和国連邦(以下「締約国」という)は、

核戦争がすべての人類にとって悲惨な結果をもたらすという前提から出発し、

対弾道ミサイルシステムを制限するための効果的な措置は、

戦略攻撃兵器の競争を制限するための実質的な要素となり、核兵器を含む戦争の発生の危険を減少させることを考慮し、

対弾道ミサイルシステムの制限は、戦略攻撃兵器の制限に関

する一定の合意された措置と同様、戦略兵器を制限するための今後の交渉にとって一層の好ましい条件を作り出すことに貢献するという前提から出発し、

核兵器の不拡散に関する条約の第六条の下における義務に留意して、

可能な限り早い時期に核軍備競争の停止を達成し、戦略兵器の削減、核軍縮及び全面完全軍縮に向けての効果的な措置をとるという意図を宣言し、

国際緊張の緩和と諸国間の信頼の強化に貢献することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条 1 各締約国は対弾道ミサイル(A B M)システムを制限すること、及びこの条約の規定に従い、その他の措置をとることを約束する。

2 各締約国は、その国の領域の防衛のためにA B Mシステムを展開しないこと、及びそのような防衛のための基地を準備しないこと、並びにこの条約の第三条に規定された場合を除き個々の地域の防衛のためのA B Mシステムを展開しないことを約束する。

第二条 1 この条約の適用上、A B Mシステムとは、飛行軌

道にある戦略弾道ミサイル又はその構成部分を迎撃するためのシステムであり、現在のところ次のものから成り立っている。

- (a) A B M用に建造され展開された迎撃ミサイル、又はA B M様式で実験された型の迎撃ミサイルであるA B M迎撃ミサイル、及び
- (b) A B M迎撃ミサイルを发射するために建造され展開された発射基であるA B M発射基、及び
- (c) A B M用に建造され展開されたレーダー、又はA B M様式で実験された型のレーダーであるA B Mレーダー。

2 本条1項に掲げたA B Mシステムの構成要素は次のものを含む。

- (a) 運用中のもの、
- (b) 建造中のもの、
- (c) 実験中のもの、
- (d) 分解整備、修理、改造中のもの、又は、
- (e) 閉鎖格納中のもの。

第三条 各締約国は、次の場合を除き、A B Mシステム又はそ

の構成要素を展開しないことを約束する。

- (a) 一五〇キロメートルの半径を有しかつ締約国の首都を中心としたA B Mシステム展開地域内において、締約国は以下のものを展開しうる。(1)発射基地における一〇〇を越えないA B M発射基及び一〇〇を越えないA B M迎撃ミサイル、並びに(2)六カ所を越えないA B M用レーダー施設内でのA B M用レーダー。ただし各施設の地形は円形とし、その直径は三キロメートルを越えないものとする。

(b) 一五〇キロメートルの半径を有しかつI C B Mのサイロ発射基を含むA B Mシステム展開地域内において、締約国は以下のものを展開しうる。(1)発射基地における一〇〇を越えないA B M発射基及び一〇〇を越えないA B M迎撃ミサイル、(2)I C B Mのサイロ発射基を含むA B Mシステム展開地域内において、この条約の署名の日に運用中又は建造中のA B Mレーダーとその能力において匹敵する二基の大型位相段列A B Mレーダー、及び(3)それぞれが前項に掲げた二基の大型位相段列A B Mレーダーのうち小型のもの能力よりも低い能力をもつ一八基を越えないA B Mレー

ダー。

第四条 第三条に規定された制限は、開発又は実験に使用される A B M システム又はその構成要素で現行の又は追加として合意される実験場に設置されるものには適用されない。各締約国は実験場に総計一五を越えない A B M 発射基を所有することができる。

第五条 1 各締約国は、海上基地、空中基地、宇宙基地又は移動式地上基地の A B M システム又はその構成要素を開発、実験又は展開しないことを約束する。

2 各締約国は、各発射基から同時に一基を越える A B M 迎撃ミサイルを発射するための A B M 発射基を開発、実験又は展開しないこと、及びこのような性能を与えるために展開されている発射基を改良しないこと、並びに A B M 発射基に迅速に再装着するために自動又は半自動あるいは他の同様のシステムを開発、実験又は展開しないことを約束する。

第六条 この条約により規定された A B M システム及びその構成要素に対する制限の実効性の確保を促進するため、各締約国は次のことを約束する。

(a) A B M 迎撃ミサイル、A B M 発射基又は A B M レーダー

以外のミサイル、発射基又はレーダーに飛行軌道にある戦略弾道ミサイル又はその構成部分を迎撃する性能を与えないこと、及びそれらを A B M 様式において実験しないこと、並びに、

(b) 自国の領域の周辺に沿いかつ外側に向けて配置されたものを除き、戦略弾道ミサイル攻撃の早期警戒のためのレーダーを将来展開しないこと。

第七条 この条約の規定に従い、A B M システム又はその構成要素の近代化及び代替を行なうことができる。

第八条 この条約で規定された数を越え又はこの条約で規定された地域の外にある A B M システム又はその構成要素、及びこの条約で禁止された A B M システム又はその構成要素は、できるだけ短い合意された期間のうちに合意された手続きの下で破壊され又は撤去されなければならない。

第九条 この条約の有効性と実効性を保証するため、各締約国はこの条約によって制限された A B M システム又はその構成要素を他の諸国に委譲しないこと、及び自国の領域の外に展

開しないことを約束する。

第一〇条 各締約国はこの条約に抵触するいかなる国際的義務をも引き受けないことを約束する。

第一一条 締約国は、戦略攻撃兵器に関する制限のために積極的に交渉を継続することを約束する。

第十二条 1 この条約の規定の遵守を確保するために、各締約国は、一般的に認められた国際法の諸原則に合致する方法で、自国の検証技術手段を自由に使用するものとする。

2 各締約国は、本条1項の規定に基づいて行なわれる他の締約国の自国の検証技術手段を妨害しないことを約束する。

3 各締約国は、この条約の規定の遵守についての自国の技術手段による検証を妨害する故意の秘匿手段を用いないことを約束する。この義務は、建造、組立て、改造又は分解整備の現在の慣行の変更を要求するものではない。

第十三条 この条約の規定の目的及びその履行を促進するため、締約国は速やかに常設協議委員会を設置し、その委員会の中で締約国は次のことを行なうものとする。

(a) 引き受けた義務の遵守に関する問題、及び不明確と考え

られる関連状況を検討すること。

(b) 義務の遵守についての信頼を確実なものとするために、いずれか一方の締約国が必要と認める情報を自発的に提供する。

(c) 自国の検証技術手段の意図しない妨害を含む諸問題を検討すること。

(d) この条約の規定に関連を有する戦略的情勢のありうべき変化を検討すること。

(e) この条約の規定で定められたA B Mシステム又はその構成要素の破壊又は撤去の手續きと期日について合意すること。

(f) この条約の規定に基づく改正のための提案を含め、この条約の実効性を一層増大するためのありうべき提案を必要に応じて検討すること。

(g) 戦略兵器を制限することを目的とした一層の措置のための提案を必要に応じて検討すること。

第十四条 1 各締約国は、この条約の改正を提案することができる。合意された改正はこの条約の効力発生を定める手続

きに従って効力を生じる。

2 この条約の効力発生の五年後、及びそれ以後は五年ごとに、締約国は共同してこの条約の検討を行なう。

第一条 1 この条約の期限は無期限とする。

2 各締約国は、この条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認めるときは、その主権の行使として、この条約から脱退する権利を有する。当該締約国は、この条約を脱退する六ヵ月前に自国の決定を他の締約国に対し通知するものとする。その通知には、通知する締約国が自国の至高の利益を危うくしていると認める異常な事態についても記載しなければならない。

第一六条 1 この条約は、各締約国の憲法上の手続きに従って批准されなければならない。この条約は批准書の交換の日

2 この条約は、国際連合憲章第一〇二条に従って登録される。千九百七十二年五月二十六日モスクワで、英語及びロシア語による本文をひとしく正文とした本書二通を作成した。